

被扶養者認定申請 添付書類一覧表

【添付書類について】

- 書類は、**最新年度のもの、全てコピー可**。
もし原紙を提出された場合、後に返却依頼があっても応じられない場合があるのでご注意ください。
- **証明書等は交付から 3 ヶ月以内のもの**を提出してください。
重複する書類は 1 部でかまいません。
- 必要書類の提出ができない場合は認定できません。
- **添付書類に個人番号の記載がある場合は、個人番号をマジック等で黒塗りして添付**ください。
- **国民健康保険証のコピーを提出するときは、保険証表面に記載のある『記号』『番号』『保険者番号』をマジック等で黒塗りして添付**してください。

【添付書類を PDF 形式または画像データで提出するときのお願い】

提出前に、記載内容が適切にスキャン・撮影できているか必ずご確認ください。

記載内容が確認できない場合は、再提出もしくは紙媒体での提出をお願いすることがあります。

⑨再提出をお願いする例

- 文字がぼやけている、読めない
- 書類が折れたままスキャン・撮影されている
- 障害物や光の反射で一部隠れている
- 書類の一部分だけを拡大している など

状況に応じて一覧表以外の書類を求めることがあります。

【全員必ず必要な書類】

申請する家族の状況	添付書類（コピー可）	備考
全員	今回申請する家族が以前加入していた、健康保険の資格喪失証明書	国民健康保険に加入している場合は、今お持ちの「国民健康保険証」「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等の資格情報が確認できるもののコピーを添付して下さい。 ※出生児は不要です。
	住民票 (世帯全員分記載あり、続柄記載あり、個人番号記載なし) または住民票と戸籍謄本 (※備考欄をご確認ください)	住民票は申請する家族の『世帯全員記載あり』で、『続柄記載あり』『個人番号(マイナンバー)の表記なし』のもの 世帯主が被保険者(あなた)でない場合は『住民票』と『戸籍謄本』 別居の場合は申請する家族の『住民票』と『戸籍謄本』 (被保険者(あなた)の分は不要) ※戸籍謄本は被保険者と続柄が確認できるもの。

【年齢に関係なく、該当する方】

申請する家族の状況	添付書類（コピー可）	備考
養父母、養子	住民票と、 戸籍謄本	住民票は、『世帯全員記載あり』で、『続柄記載あり』。『個人番号の表記なし』。戸籍謄本は被保険者と続柄が確認できるもの。
内縁関係	住民票と、 戸籍謄本	住民票は、『世帯全員記載あり』で、『続柄記載あり』。『個人番号の表記なし』。戸籍謄本は被保険者と申請する家族の両方。
日本に居住する 外国籍の方	在留カード(両面コピー)と、 住民票	住民票は、『世帯全員記載あり』で、『続柄記載あり』。『個人番号の表記なし』。
あなたと子の姓が 異なる	子の戸籍謄本と、 被保険者の戸籍謄本	子どもと姓が異なる場合には親子関係の確認が必要です。 区役所等で戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を請求する際は、「〇〇と△△が親子であることが証明できるものが必要」である旨をお申し出ください。
あなた以外にも 扶養できる家族がいる	あなた以外に扶養できる家族の 収入が確認できる書類	あなた以外にも扶養できる家族とは、あなたの扶養になっていない、収入のある家族のことをいいます。その家族の年収が確認できる書類を提出してください。課税証明書や給与所得に係る住民税特別徴収税額通知書コピー、等 ※源泉徴収票は不可
あなたと別居している (同居が扶養要件となっている家族が別居の場合は認定できません)	振込依頼書(コピー) または 振込が確認できる通帳(コピー) ※直近 6 か月分	第三者からみて送金者と受取者と金額の確認ができるもの。 通帳コピーの場合は、送金者と受取者の両方のコピーが必要です。該当箇所以外はマジック等で塗りつぶしてかまいません。 これから送金を始める場合は、直近 2 か月分の送金を完了してから申請してください。※手渡しは一切認めていません 被保険者(あなた)の単身赴任および子が就学のため別居は同一生計とみなし、送金証明は不要です。

【海外居住の方】

原則、国内居住(住民票あり)が被扶養者の認定要件となっています。ただし下記の場合は特例として認めることがあります。書類が外国語で記載されている場合は翻訳（翻訳者署名付き）を添付してください。翻訳者は被保険者(あなた)でもかまいません。

申請する家族の状況	添付書類（コピー可）	備考
外国に留学する学生	ビザコピーと、 在学証明書(原本)または有効期限のわかる学生証両面コピー	
外国に赴任する被保険者(あなた)に同行	ビザコピー(家族は『帯同ビザ』コピー)と、 居留許可証コピー	被保険者(あなた)と申請する家族の両方が必要です。
外国に赴任している間に、被保険者(あなた)との身分関係が生じた	婚姻証明書コピーや出生証明書コピー等、あなたとの身分関係がわかる書類	申請する家族に収入がある場合は、下記の【16歳以上の方】をもとに必要書類をご提出ください。
観光・保養・ボランティア活動その他の就労以外の目的で一時的に渡航	ビザコピーと、 居留許可証コピーと、 就労目的でないことがわかる証明書類 (別居の場合)送金証明書類※直近6か月分	別居の場合で、これから送金を始める場合は、直近2か月分の送金を完了してから申請してください。※手渡しは一切認めていません
その他	上記以外の理由で、基本的には日本国内に居住拠点があり、一時的に海外に在住している場合は個別に対応いたします。厚労省の確認を取るため認定判断まで時間がかかります。	

【16歳以上の方】

申請する家族が16歳以上の場合は、上記書類に加え下記書類の提出が必要です。

学生の子以外の家族で、収入（年金とパート収入など）がある場合には、そのすべての証明書類を提出してください。

申請する家族の状況	添付書類（コピー可）	備考
学生（高校生、大学生、予備校生など）	在学証明書 または学生証(両面コピー)	学生証(両面コピー)は、氏名と有効期限が分かるものを提出してください。 学生の子については収入確認をしていません。収入に関する以下の添付書類は不要です。
退職にともなう申請の場合雇用保険の受給状況	受給中、手続き中	給付日額 3,612 円未満(60 歳以上は日額 5,000 円未満)の場合は認定可能です。 ※雇用保険受給資格者証(両面コピー)は後日提出可 ※離職票 1, 2 をハローワークに提出済のため提出できない場合は、補足欄にその旨ご記入ください。
	受給期間を延長する	雇用保険受給期間延長通知書(コピー)は後日提出可。 働ける状態となって受給を開始した時はその受給額によって扶養取消となります。
	受給が終了した	『受給終了』の印字があるものを提出してください。
	受給していない、今後も受給しない	予定が変わり受給を開始した時はその受給額によっては扶養取消となります。
	非加入だった	雇用保険に非加入だったことがわかる書類 (離職先による証明書や最終月の給与明細コピー等)

申請する家族の状況	添付書類（コピー可）	備考
無職無収入	課税・非課税証明書	扶養するに至った経緯を詳しく、現況届の『補足事項』欄に記入してください。
パート、アルバイト等の 給与収入あり	給与明細(コピー) ※直近 3 か月分	控除前の総収入額がわかるもの。（通勤交通費、賞与等の手当も収入として含みます） 年間収入が 130 万円(60 歳以上および年金受給者は 180 万円)以内でも、現在の収入から判断して認定できない場合があります。 働きはじめの場合は労働雇用契約書(コピー)を提出し、後日給与明細(コピー)を提出してください。
年金収入あり	年金裁定(改定・振込)通知書(コピー)と、 課税・非課税証明書	遺族年金、障害年金などの所得税法上非課税のものや、個人で加入している年金も収入に含まれます。複数受給している場合は、そのすべての通知書等を提出してください。(源泉徴収票は不可) これから年金を受給する場合は、『年金見込額照会回答票(コピー)』を提出してください。
不動産収入あり	課税・非課税証明書と、 確定申告(コピー)と、 確定申告収支内訳書(コピー) ※直近から過去 3 年度分	所得税法上の判断ではなく、健康保険法、行政通達、社会通念等をふまえて決定します。
自営業収入あり 個人事業主としての収入あり	課税・非課税証明書と、 確定申告(コピー)と、 確定申告収支内訳書(コピー) ※直近から過去 3 年度分	※基本的に、自営業者・個人事業主は被扶養者とはなりません。 収入が著しく少なく、独立生計が不可とみなした場合、認定することがあります。所得税法上の判断ではなく、健康保険法、行政通達、社会通念等をふまえて決定します。
傷病手当金や、 出産手当金を受給中	課税・非課税証明書と、 支給決定通知書(コピー)	月額 108,334 円未満(60 歳以上は 150,000 円未満)、日額 3,612 円未満(60 歳以上は日額 5,000 円未満)の場合は認定可能です。
その他の収入あり (株配当金等)	課税・非課税証明書と その収入の年収入がわかる書類	
廃業した	廃業届（コピー）	開業届を提出していないため廃業届がない場合は廃業を理由と出来ません。「個人事業主としての収入あり」の提出書類が必要です。